



2009年2月9日 第2009-14号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

雇用調整助成金等要件緩和

1月27日、平成20年度第二次補正予算成立により、雇用保険二事業の各種助成金の見直しが行われました。「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金」は要件が緩和され、派遣労働者を雇い入れた事業主に支給される「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」が新設されました。

1. 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金（2009年2月6日から施行）

事業活動量を示す判断指標の緩和

改正前	改正後
前年同期比または直前3ヵ月の生産量と比較して支給要件を確認。	売上高または生産量のどちらの指標を用いても構わない。

休業等規模要件の廃止

改正前	改正後
休業等を行った日の延日数が所定労働延日数の「1/15以上(大企業)・1/20以上(中小企業)」であること。	廃止

支給限度日数の引き上げとクーリング期間の廃止

改正前	改正後
最初の1年間 100日まで 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業) 制度利用後1年を経過するまでの期間は再度制度を利用することができない。	企業規模に係わりなく 最初の1年間 200日まで 3年間 300日 クーリング期間廃止(連続した利用が可能)

短時間休業の助成対象範囲の拡充

改正前	改正後
短時間休業を実施する場合は、対象労働者全員について1時間以上一斉に行う必要がある。	右の改正前の助成対象範囲に加えて対象労働者ごとに1時間以上行われる休業についても助成の対象とする。

大企業に対する助成率の引上げ

改正前	改正後
1 / 2	2 / 3

2. 派遣労働者雇用安定化特別奨励金（新設 2009年2月6日以降の雇入れが対象）

派遣労働者との間で、期間の定めのない労働契約または6ヵ月以上の期間の定めのある労働契約を締結して雇い入れる、派遣先の事業主に対して支給される。(3回に分けて支給)

期間の定めのない労働契約	6ヵ月以上の期間の定めのある労働契約
雇入れ後 半年後 25万円(中小企業は50万円) 1年半後と2年半後 各12.5万円(中小企業は25万円)	雇入れ後 半年後 15万円(中小企業は30万円) 1年半後と2年半後 各5万円(中小企業は10万円)